



留萌家畜衛生だより

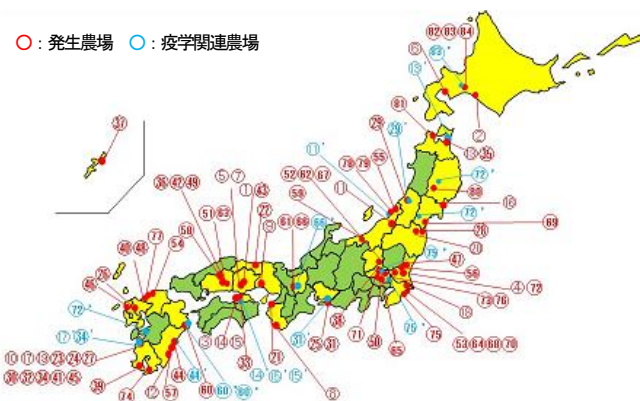
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 高病原性鳥インフルエンザについて 2 豚熱について 3 口蹄疫、アフリカ豚熱について 4 令和5年度 予防事業実施計画 5 令和5年次 監視伝染病の発生状況(留萌・全道) 6 アカバネ病について | <ul style="list-style-type: none"> 7 令和5年度 市場上場牛等のヨーネ病検査日程 8 北海道ヨーネ病防疫対策実施要領の一部改正 9 BSE検査室より 10 転入者のご挨拶 11 職員体制と連絡先 12 庁舎の外構工事について |
|--|--|

1 高病原性鳥インフルエンザについて

(1) 国内の発生状況

令和4年秋からのシーズンでは、過去最速の10月28日に国内1例目が確認されて以来、令和5年5月までに道内の5事例を含め、過去最多の26道県84事例で約1,771万羽が殺処分の対象となりました。

～ 家きん飼養農場での高病原性鳥インフルエンザ発生状況 ～



【 道内での発生状況 】

発生事例番号	発生日月日	発生場所	種類	飼養羽数
2	令和4年10月28日	厚真町	肉用鶏	約17万羽
6	令和4年11月7日	伊達市	肉用鶏	約15万羽
82	令和5年3月28日	千歳市	採卵鶏	約55.8万羽
83	令和5年4月3日	千歳市	採卵鶏	約39万羽
84	令和5年4月7日	千歳市	採卵鶏	約31万羽

(2) 海外の発生状況

北米での流行に加え、今冬には南米でも発生し、家きんにおいて発生のないブラジルでも野鳥で確認されるなど、世界的に流行している状況です。

令和5年秋からの来シーズンも、これらの地域からシベリア等の営巣地を経由して、渡り鳥により国内に持ち込まれる可能性が見込まれており、厳重な警戒が必要です。

高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2022年9月以降)

※ WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載

(野鳥及び愛玩鶏での発生を含む)



2023年5月31日時点

(3) 鳥インフルエンザウイルス侵入防止対策

《 対策のポイント 》

【 消毒の徹底 】



消石灰の散布や踏込消毒槽の設置による消毒の徹底

【 施設の点検・修繕 】



家きん舎周辺の整理・整頓



家きん舎周囲の樹木の剪定



金網等の破損修繕



壁等の破損修繕

【野生動物侵入防止】



寒冷対策を兼ね、シートを張った野生動物の侵入防止対策

本病の予防には、家きん舎への人や車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの侵入防止対策が重要です。渡り鳥が去った後も車両消毒の徹底、鶏舎周囲の石灰散布を継続し、次の飛来シーズンに備えて、野生動物侵入防止のための飼養設備の再点検や補修、作業手順の再検討をお願いします。また、飼養家きんに異常または死亡率の増加を認めた場合は、速やかに家畜保健衛生所にお知らせください。

2 豚熱について

豚熱は、豚熱ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。

平成 30 年に国内で発生が確認されて以降、野生いのししを介して感染地域が拡大し、現在までに 18 都県 86 事例（防疫措置：161 農場、5 と畜場、約 35.7 万頭（最終発生：令和 5 年 3 月 1 日、茨城県））の発生が確認されています。

国内では、発生リスクの高い地域（北海道と九州以外）で飼養豚への予防的ワクチン接種と野生いのししへの経口ワクチン散布が行われています。豚熱ウイルスの農場侵入防止のため、引き続き、飼養衛生管理を遵守の上、道内への侵入防止対策を徹底していただき、道内へワクチン接種豚等が移動してこないよう、導入元の確認等をお願いします。

【 豚熱の侵入予防のために 】

関係者以外の農場への立入を禁止

水で汚れを落としてから消毒

農場（畜舎）に出入りする際には、消毒を実施

飼料に生肉を含む又は含む可能性がある場合は、十分に加熱処理

3 口蹄疫、アフリカ豚熱について

(1) 口蹄疫

口蹄疫は、偶蹄類家畜（牛・豚・めん羊・山羊など）や野生動物（鹿等）が感染し、伝播力が非常に強い悪性の伝染病です。

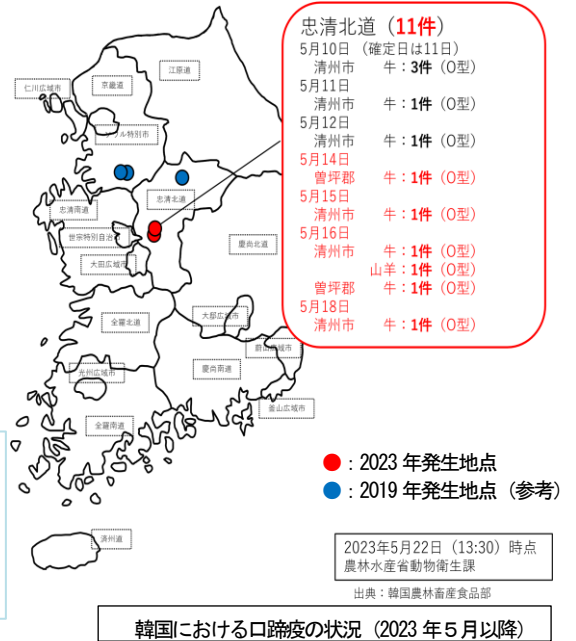
海外では、日本近郊のアジア地域などで継続して発生が確認され、令和5年5月10日、韓国において4年ぶりとなる口蹄疫の発生が確認されました。

国内への侵入リスクが高まっていることを踏まえ、飼養衛生管理の徹底や早期摘発のための監視の強化に万全を期してください。

本病に関する最新の情報については、農林水産省のウェブサイトですぐ提供されますので、情報把握にご活用ください。



https://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/katiku_yobo/k_fmd



疑わしい症状は直ちに通報を!

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、**泡状のよだれ**を流したり、**口、鼻、ひづめ、乳房に水疱(水ぶくれ)**ができるのが特徴です。

～牛の症状～



～豚の症状～



毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに**獣医師**や最寄りの**家畜保健衛生所**に連絡しましょう。

牛では、**1頭のみに着目せず**、泡状のよだれを多く流している個体が多い、上記の症状が急速に広がるなど、**群としての異状の有無を確認することが重要**です。

(2) アフリカ豚熱

アフリカ豚熱 (ASF) は、ASFウイルスが豚やいのししに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い疾病で、本病に有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合に畜産業に甚大な被害を及ぼします。ダニや、感染した動物と接触することで感染が拡大する他、本病のウイルスに汚染された十分に加熱されていない肉及び肉製品を豚が食べることによっても感染します。

平成30年(2018年)8月、アジア地域で初めて中国でのASF発生が確認されて以降、急速にアジア諸国に感染が拡大し、**令和5年4月時点で、東アジア地域では日本、台湾のみ未発生**の状況で、人や物を介した日本への侵入リスクが一層高まっています。国内侵入防止のため、引き続き、飼養衛生管理の徹底等の警戒が必要です。

【 家畜の伝染性疾患の侵入を防止するために ～海外から日本に入国する方へのお願い～ 】

現在、世界各国で口蹄疫、鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の家畜の悪性伝染病が発生しています。

家畜の悪性伝染病が日本に侵入すると、国内の畜産業に甚大な被害をもたらすのみならず、侵入した地域の社会経済活動にも大きな影響を及ぼします。家畜の悪性伝染病が発生している国や地域へ渡航する場合は、家畜の伝染性疾患の侵入を防ぐために、水際対策へのご理解とご協力をお願いします。

●肉類を持ち込まない



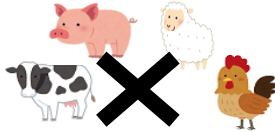
- ・ほとんどの国から、検査証明書のない肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本に持ち込むことはできません。
 - ・家族、知人に、小型包装物、小型郵便物（国際郵便）で肉製品等を送らないように伝えてください。
 - ・国際郵便で検査を受けていない肉製品等を受け取った場合は速やかに最寄りの動物検疫所にご連絡ください。
- ※違法に畜産物を持ち込んだ場合は、3年以下の懲役又は最高300万円の罰金が科せられます。（法人の場合は、最高5,000万円）

●消毒します！



- ・海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- ・海外で家畜のいる場所に行った方や日本国内で家畜に触れる予定のある方は、入国時に手荷物引き取り場内にある「動物検疫カウンター」にお立ち寄りください

●海外の家畜に接触しない



- ・日本に来る前1週間以内に、家畜に触れないでください
- ・日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。

詳細は農林水産省
動物検疫所のウェブ
サイトをご覧ください。



<https://www.maff.go.jp/aqs>

4 令和5年度 予防事業実施計画

今年度の事業実施計画は下表のとおりです

生産者および関係機関の皆様のご協力をよろしくお願いします。

検査疾病名	対象市町村	対象家畜	実施時期
牛のヨーネ病検査	天塩町 (雄信内地区)	肉用雌牛および乳用雌牛 (24か月齢未満を除く)	9～12月
蜜蜂の腐蛆病検査	留萌市、増毛町、 苫前町、天塩町他	飼育されている全蜂群	8～9月
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの定点モニタリング	小平町	採卵鶏	毎月
BSE検査	管内全域	死亡牛	通年
飼養衛生管理基準の 遵守状況の確認	管内全域	鶏	9～11月
		めん羊、山羊	5～7月
		豚	8～12月

5 令和5年次 監視感染症の発生状況(留萌、全道)

区分	畜種	病名	留萌 R5. 5月末時点		全道 R5. 4月末時点	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
家畜 伝染病	牛	ヨーネ病	2	2	107	280
	めん羊				1	5
	山羊				1	11
	鶏	高病原性鳥インフルエンザ			3	6
	鶏	高病原性鳥インフルエンザ(疑似患畜)			4	1,226,596
届出 伝染病	牛	牛ウイルス性下痢(真症)	3	4	5	9
		牛ウイルス性下痢(疑症)			1	1
		牛伝染性リンパ腫(真症)	7	8	105	248
		牛伝染性リンパ腫(疑症)			1	2
		破傷風(真症)			1	1
		気腫疽			1	1
		サルモネラ症			37	77
		ネオスポラ症			1	1
		アカバネ病	1	3	5	13
		牛伝染性鼻気管炎	1	2	2	3
	馬	馬鼻肺炎			7	7
	豚	豚丹毒			4	6

6 アカバネ病について

令和4年(2022年)12月以降、道内でアカバネ病が散発しており、留萌管内でも発生を認めました。アカバネ病は、アカバネウイルスが原因の、牛、水牛、めん羊、山羊の疾病です。

本病は、成獣がウイルスに感染してもほとんど症状を示さないものの、妊娠獣において、ウイルスが胎子に感染した場合、流産や早産死産の他、脊柱や四肢の湾曲、大脳の欠損などの先天異常子の娩出が起きます。

アカバネウイルスは、体長1~3ミリの吸血昆虫であるヌカカが媒介し、脊椎動物間で直接伝播することはないため、ヌカカが活発に活動する初夏から秋にかけて感染リスクが高まります。ウイルスの感染と異常産の発生時期にはずれがあり、奇形子牛の出産は晩秋から翌春にかけて起こります。なお、アカバネウイルスを保有したヌカカは日本には定着しておらず、毎年、季節風により海外から飛来するものと考えられています。

予防はワクチンが用いられており、流行地域では、夏前にワクチン接種が励行されています。



ウシヌカカ:動物衛生研究部門 HP より

7 令和5年度 市場上場牛等のヨ一ネ病検査実施日程

南北海道肉牛市場 開催日	採血期間	受付締切日(当所必着)
令和5年(2023年) 8月16日(水), 17日(木)	7月17日(月) ~ 25日(火)	7月25日(火)
9月13日(水), 14日(木)	8月21日(月) ~ 29日(火)	8月29日(火)
10月11日(水), 12日(木)	9月18日(月) ~ 26日(火)	9月26日(火)
11月15日(水), 16日(木)	10月16日(月) ~ 24日(火)	10月24日(火)
12月13日(水), 14日(木)	11月20日(月) ~ 28日(火)	11月28日(火)
令和6年(2024年) 1月17日(水), 18日(木)	12月18日(月) ~ 26日(火)	12月26日(火)
2月14日(水), 15日(木)	1月22日(月) ~ 30日(火)	1月30日(火)
3月13日(水), 14日(木)	2月19日(月) ~ 27日(火)	2月27日(火)
4月 未定	3月18日(月) ~ 26日(火)	3月26日(火)

採血期間及び対象牛の月齢を確認の上、受付締切日(当所必着)までに検体の搬入をお願いします。

☆ 検査対象 : 採血日において6か月齢以上の牛 (必ず月齢をご確認ください)

☆ 必要書類

- (1) ヨ一ネ病抗体検査依頼書
- (2) 病性検定診断申請書
- (3) ヨ一ネ病自主検査料補助金交付申請書
- (4) ヨ一ネ病自主検査牛採材証明書(検査材料の採材獣医師が交付する書類)

※(3)及び(4)は公益社団法人 北海道家畜産物衛生指導協会が行う
ヨ一ネ病自主検査料補助金交付事業を申請する場合に必要です。

8 北海道ヨ一ネ病防疫対策実施要領の一部改正

道内の牛ヨ一ネ病対策については、北海道ヨ一ネ病防疫対策実施要領に基づき実施しているところですが、令和5年5月10日付けでこの要領の一部が改正されました。

【 主な改正の概要 】

- これまでの知見等を考慮し、ヨ一ネ病まん延防止のための検査において、発生農場における対策について、最終発生後1年間に行う2回目までの検査において、肉用牛のスクリーニング法に関しては、過去6か月以内に抗原検査(細菌検査(分離培養)又はリアルタイムPCR法)で陰性が確認されている個体については、これを省略することができることになりました。
- 対策の終了について、発生農場が離農した場合等の監視期間の考え方が整理され、離農等により飼養牛が発生農場からなくなった場合において、施設の清掃・消毒を徹底するとともに、必要に応じて環境検査を行うなど、環境からの再感染防止策を行った上で、自衛防疫組合等の関係者と協議し、対策を終了することができることになりました。
- 陰性証明書交付申請書様式の申請者押印が廃止となりました。

9 BSE検査室より

【令和4年度(2022年度)BSE検査実施状況について】

当室では令和4年度、次のとおり1,105頭検査を実施し、全頭陰性を確認しています。検査牛の内、BSEを疑う「特定臨床症状」を呈した死亡牛は6頭(0.5%)、BSE検査対象病名(乳熱、ダウンナー症候群など)の死亡牛は436頭(39.5%)でした。

留萌家畜保健衛生所BSE検査室における検査実施状況(R4.4.1~R5.3.31) (頭)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	各管内合計
留萌管内	22	18	12	20	27	21	20	10	17	17	17	10	211
宗谷 "	61	55	59	75	89	68	64	58	61	70	45	56	761
上川 "	8	8	11	9	19	21	7	12	8	14	8	8	133
合計	91	81	82	104	135	110	91	80	86	101	70	74	1,105

【BSE検査を適正に実施するために】

○所有者のみなさまへ

1. 死亡牛の検案を獣医師に依頼し、また、死亡牛の集荷を死亡獣畜処理業者に依頼してください。気温の上昇に伴い、すでに腐敗が進んできておりますので、**速やかに実施願います。**
2. 令和5年度に入り、現在までに耳標の脱落した死亡牛が2例ありましたが、いずれも所有者から斑紋又は鼻紋を記載した書類の提出があり、適切に個体確認を行うことができましたので、引き続き**書類等の提出の励行**をお願いします。また、耳標の脱落した牛については、牛体への**個体識別番号のスプレー書きや、番号を書いた札のくくりつけ等**をお願いします。

○獣医師のみなさまへ

1. 死亡獣畜処理指示書に必要事項を正しく記載し、BSE検査対象と判断された死亡牛の指示書については、**速やかに家畜保健衛生所へ届出**をお願いします。
2. 「特定臨床症状の有無」及び「BSE検査の要否」の欄には必ずチェックをお願いします。特に**48か月齢以上の神経症状を伴う起立不能牛**について注意願います。
3. 「病名又は死因」欄には、死亡獣畜処理業者が病名により検査の要否を再確認できるよう、略称を用いず**正確な病名の記載**をお願いします。

死亡獣畜処理指示書										
発行番号	所有者 (管理者)		住所 市・町 村			氏名				
畜種	乳用牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊		生年月日(又は月齢)	20 年 月 日 (月齢)		名号及び品種	♂・♀去勢	総体重	kg (死亡獣畜の合計頭数)	
共済関係	加入	未加入	病名又は死因	死亡年月日	20 年 月 日 分	区	死亡処分			
上段に共済加入番号、下段に個体識別番号を記載する			特定臨床症状	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	BSE検査	<input type="checkbox"/> 要(96月以上)・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 要(起立不能等)			
(指示及び特記事項)			(3) 処分							
1 腐敗状況(軽度・中度・重度)			a 殺処分指示							
2 抗生物質等の出荷制限(未使用・期間中・期間外)			b 所有者及び業者への指示							
3 処理に関する指示事項			(1) 死体処理先() (禁放血死・その他)							
(2) 死体処理方法(解体・その他)			4 その他()							
上記のとおり死亡獣畜の処理を指示する。			住所(又は所属団体)							
発行年月日 20 年 月 日			連絡先電話番号							
			獣医師氏名							

10 転入者のご挨拶

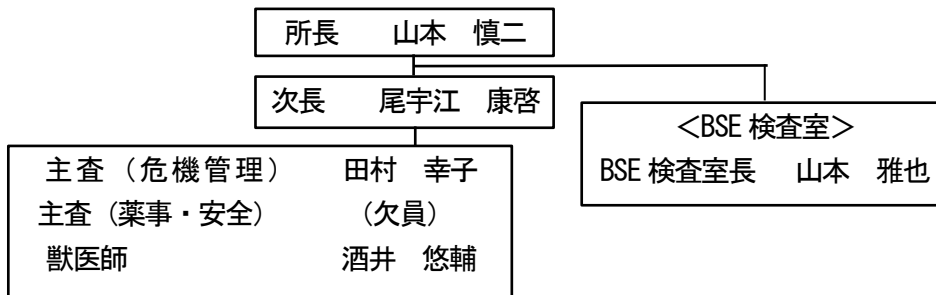
獣医師 酒井 悠輔 (サカイ ユウスケ)



本年度より新規採用となりました、酒井悠輔と申します。
この春、日本獣医生命科学大学を卒業し、幌延町へやって参りました。
人生初めての北海道で仕事も生活も分からないことだらけですが、挫けず
精進していこうと思いますので何卒よろしくお願い致します。

11 職員体制と連絡先

令和5年度の職員体制



【 連絡先 】

北海道留萌家畜保健衛生所	TEL (01632) 5-1226 FAX (01632) 5-1165
北海道留萌家畜保健衛生所BSE検査室	TEL (01632) 9-3515 FAX (01632) 9-3711

夜間や休日など当所閉庁日における緊急時については、当所庁舎 (01632-5-1226) に連絡いただければ、所定の呼び出し回数のおち、留萌振興局機械警備部所を經由し、当所職員へ転送されます。

12 庁舎の外構工事について



令和5年6月19日から当所庁舎の外構工事が始まりました。正面玄関やスロープにおける地盤沈下により生じた段差の解消工事等がなされる予定です。

工事は8月上旬に終了する見込みですが、正面玄関からの出入りができない時期が生じ、その際は、正面玄関に向かって右側にある職員玄関から出入りしていただくこととなります。ご不便をかけてしまいますが、ご対応よろしくお願い致します。